

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、意思の疎通が困難な障害者及び障害児が医療機関（精神科病院および一般病院の精神科病棟を除く。以下同じ。）に入院した場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる者を派遣し、円滑な医療行為が行えるよう支援することを目的として実施する川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における障害者及び障害児とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更相」という。）若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所（以下「児相」という。）において手帳の交付を受けている者又は更相若しくは児相において知的障害と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する者

2 この要綱においてコミュニケーション支援員（以下「支援員」という。）を派遣する事業者等（以下「事業者」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- (1) 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設
- (2) 法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第 51 条の 17 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者
- (4) その他市内に居住する障害者及び障害児を支援する事業者

3 支援員とは、前項に規定する事業者に属する者であって、登録者に対し医療機関への入院前に障害福祉サービス事業者等としてサービスの提供を行っていた者とする。

（対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、市内に居住しコミュニケーションに支援を要する障害者及び学齢児以上の障害児のうち、入院先の医療機関が支援員の派遣を承諾している者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 意思疎通を円滑に図ることができない者（別表）
- (2) 入院前から障害福祉サービス等を利用している者

2 前項にかかわらず、区長が特に認める場合は、前項各号に該当しない場合にあっても、本事業の対象者とする。

（支援の内容）

第 4 条 本事業のサービスは、対象者が入院した際、医療従事者と対象者の意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りとし、これら以外のものを対象としない。

- 2 前項に掲げる事業は、第2条第2項に定める事業者が、対象者が入院している医療機関に支援員を派遣することにより行うものとする。
- 3 手話通訳者又は要約筆記者の派遣を利用する場合は、「川崎市手話通訳者派遣事業実施要綱」又は「川崎市要約筆記者派遣事業実施要綱」により派遣するものとする。

(派遣時間数)

第5条 支援員の派遣時間数は、対象者1人あたり1回の入院につき150時間までとする。

(利用者の負担)

第6条 この要綱における支援員の派遣に要する対象者等の負担は無料とする。

(派遣費用)

第7条 支援員の派遣費用は、対象者1人につき、単価に派遣時間を乗じた額に派遣手数料を加えたものとする。

- (1) 単価 30分あたり600円
- (2) 派遣手数料 1日につき2,000円(市内交通費を含む。)

(登録の申請)

第8条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業登録(変更)申請書(第1号様式)」及び「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業委任状兼承諾書(第2号様式。以下「委任状」という。)」により区長に申請する。

(登録の決定等)

第9条 区長は、前条の申請があったときは、この事業の対象要件に該当するか否かの確認を行い、「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業申請結果通知書(第3号様式。以下「結果通知書」という。)」により申請結果を申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第10条 前条において登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)の登録の内容に変更があるときには、第8条の手続きを準用する。

(登録の辞退・廃止の届出)

第11条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業登録辞退・廃止届出書(第4号様式)」により区長に届出をする。

- (1) 登録者が事業の利用を辞退する場合
- (2) 登録者が死亡・市外転出した場合
- (3) 登録者が事業の利用の必要がなくなった場合

(登録資格の廃止)

第12条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の廃止を行うものとする。

- (1) 登録者が事業の利用の必要がなくなつたと認められる場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、適切な利用と認められない場合
- 2 区長は、前条の届出を受けた場合および前項により登録の廃止を行う場合は、登録者に「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業登録廃止決定通知書（第5号様式）」により通知するものとする。

(利用契約)

第13条 登録者が事業を利用しようとするときは、「結果通知書（第3号様式）」を事業者に提示し、当該事業者と利用の契約をしなければならない。

(利用開始の届出)

第14条 医療機関への入院により事業の利用を開始する登録者（以下「利用者」という。）は、医療機関に利用の承諾を受けた上で、「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用開始（変更）届（第6号様式）」を、入院後すみやかに区長に提出しなければならない。

(利用辞退・廃止の届出)

第15条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用辞退・廃止届出書（第7号様式）」により区長に届出をする。

- (1) 利用者が事業の利用を辞退する場合
- (2) 利用者が利用中に死亡・市外転出した場合
- (3) 利用者が事業の利用の必要がなくなつた場合

(利用終了の届出)

第16条 利用者が医療機関を退院したときは、退院後すみやかに「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用終了届（第8号様式）」を区長に提出しなければならない。

(事業者の要件)

第17条 事業者は、現に登録者にサービスを提供している第2条第2項の各号に該当する事業者で、第9条の規定により申請者に通知された事業者が行うものとする。

(代理受領)

第18条 利用者が事業者から当該事業のサービスの提供を受けたときは、第7条に規定する派遣費用は、第8条に規定する委任状に基づき、利用者に代わり、事業者が支払いを受けるものとする。

(請求および支払い等)

第19条 事業者は、「川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績報告書（第9号様式）」に、利用者名を記載した請求書を添えて、サービス提供終了後にすみやかに市長に請求しなければならない。市長は、事業者の請求を審査し、派遣費用を支払うものとする。

(費用の返還)

第20条 市長は、事業者が虚偽その他の不正な手段により第7条に規定する派遣費用の支払いを受けた場合は、当該事業者から事業の派遣費用の全額又は一部を請求するものとする。

(遵守事項)

第21条 事業者及び支援員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の利用者が医療従事者等との意思疎通が円滑に図れるよう支援員を派遣し、コミュニケーションに要する支援を適切かつ効果的に行うこと
- (2) コミュニケーション支援を実施している際に事故等が発生した場合は、利用者の家族及び区長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じること
- (3) 業務上知り得た当該利用者の個人情報の保護に十分留意すること
- (4) 支援員が病院内においてサービスを提供する際は、医療従事者等の指示に従うとともに、身分を証する書類を携行し、提示を求められたときはこれを提示すること

(記録の保持)

第22条 事業者は、事業の実施にかかる記録等書類を整備し、当該事業終了日の属する年度の翌年度を起算点として5年間保存しなければならない。

(調査等)

第23条 市長及び区長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、事業者に対して事業にかかる報告及び書類の提示を命じ、又は当該事業者に立ち入り、支援員に対して必要な調査を行うことができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

【別表】

「第3条(1) 意思疎通を円滑に図ることができない者」の要件

- ▶ 障害支援区分認定調査項目の下記4項目のうち、いずれかが「1」以外に該当していること。
- ▶ 「3-3 コミュニケーション」については、2～4に該当する場合でも、次のような場合は「できない」という状況も勘案して判断する。
 - ✓ 医療機関への入院というような、慣れていない状況や初めての場所である場合
 - ✓ ALS患者等が意思伝達装置を使用している場合（電子機器はリアルタイムの意思疎通には向かない場合があるため）

(該当項目)

意思疎通等に関連する項目

● 3-3 コミュニケーション

- 「1. 日常生活に支障がない」
- 「2. 特定の者であればコミュニケーションできる」
- 「3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる」
- 「4. 独自の方法でコミュニケーションできる」
- 「5. コミュニケーションできない」

● 3-4 説明の理解

- 「1. 理解できる」
- 「2. 理解できない」
- 「3. 理解できているか判断できない」

行動障害に関連する項目

● 4-2 作話

- 「1. 支援が不要」
- 「2. 希に支援が必要」
- 「3. 月に1回以上の支援が必要」
- 「4. 週に1回以上の支援が必要」
- 「5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要」

● 4-30 話がまとまらない

- 「1. 支援が不要」
- 「2. 希に支援が必要」
- 「3. 月に1回以上の支援が必要」
- 「4. 週に1回以上の支援が必要」
- 「5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要」

※認定調査未実施の場合は、聞き取りにより確認を行うものとする。

※旧障害程度区分認定を受けている場合は、上記項目について要件確認を行うものとする。